

人事院勧告に基づく「職員・特別職の給与・報酬」の改正条例も可決

本会議初日、議案第百二十五号として、津山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が上程されました。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて津山市職員の給与改定を行うための改正で、給料を平均〇・三%引き下げするための給与表の改定、勤勉手当〇・〇五ヶ月分増額、扶養手当の配偶者分五百円の引き下げなどの内容でありました。

同時に、議案第百二十四号として市議会議員の期末手当について、〇・〇五ヶ月分引き上げる条例改正も併せて提案されました。委員会付託を省略し直ちに本会議において審議し、採決の結果、可否同数となり議長裁決によって可決されました。

平成十六年度各会計決算

委員長報告を認定

―九月議会からの常任委員会での

継続審査結果報告―

九月議会に提案されていましたが、旧市町村の二月二十七日までの「打ち切り決算」と合併後の二月二十八日から三月末までの新津山市の決算は、各常任委員会でも審議されていましたが、審査が終了し委員長報告が行われました。

合併の場合の旧自治体の「決算」については、新自治体の長が、新しい自治体の監査委員の意見を付して、新しい市議会に提案して「認定」するという規定があり、それに基づく措置が行われたものです。

旧津山市の決算には、アルネ再建策第三次案に伴う決算が含まれており、委員長報告に対する「賛成・反対討論」も活発に行われ、河本英敏(津山再生クラブ)・西野修平(新世紀の会)・末永弘之(日本共産党)の各議員が「アルネに関する決算に反対」という立場で討論を行いました。

また、合併前の市町村に関する決算については、「それぞれの議員が所属していた市町村のことは責任があるが、他の自治体の予算審査にも参画していなくて承知していない予算執行であり、関係していなかった市町村決算を、安易に認定することは無責任になる」という意見も出されましたが、最終的に賛成多数ですべての決算議案は認定されました。

十二月議会の日程

- 十一月二十八日(月) 開会・決算議案委員長報告採決
- 議案上程・二条例議案採決
- 十二月五日(月)～九日(金) 議案質疑と一般質問
- 委員会付託
- 十二月(月)・十三日(火) 各常任委員会
- 十四日(水)・十五日(木) 各特別委員会
- 二十日(火) 委員長報告・採決・閉会

他市町からの視察

- 九月二十九日 三重県津市 (四名)
- 十月五日 愛知県知立市 (十二名)
- 十月十九日 新潟県糸魚川市(十二名)
- 十一月二日 愛知県豊田市 (五名)
- 十一月十一日 広島県庄原市 (十四名)
- 十一月十六日 福岡県庄内町 (四名)
- 十一月二十四日 滋賀県彦根市 (五名)

市政に対する「一般質問」

十二月議会では、五日から九日までの五日間で行われ、三十人の議員が質問をされました。次ページより紹介しますが、原稿は質問をした議員が要旨をまとめ、写真については自席で再質問を行っているところです。